

「岩盤」を崩す？

諮問機関（法令によって設置される「審議会等」と法令に基づかない「私的諮問機関」がある）は、行政機関の意思決定に際して、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する合議制の機関である。

諮問機関については、かねてより所管官庁が自らの政策を実現するための「行政の隠れ蓑」ではないかとの批判があった。特に委員選定の段階で偏りがみられる場合においては、偏った内容の結論を導くことへの懸念があり、公平性を担保する仕組みが求められてきた。

今次国会では、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議が衆参両院においてなされた。その主な内容は、規制改革事項等の「決定に至る過程の透明性・公正性を確保すること」と、民間議員等が「会議に付議される事項について直接の利害関係を有するときは、審議及び議決に参加させないことができるものとする」とである。附帯決議が必要なほど、透明性や公正性について疑わしいとみられる現実があるということだ（他の審議会においても議論されていないことが唐突に結論としてまとめられるなど、透明性にほど遠いものもある）。

獣医学部新設の問題で耳目を集めた国家戦略特区諮問会議は、法令によって設置される「審議会等」であり、その有識者議員は「経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者」とされ、竹中平蔵議員、八田達夫議員など5名が首相から任命されている。八田議員はその下部組織であるワーキンググループの座長を兼務しており、獣医学部新設にかかるワーキンググループでの審議においては同グループの本間正義委員、八代尚宏委員、原英史委員などとともに議論を主導した。

彼らは「岩盤に穴をあける」と言っているが、そもそも「岩盤規制」とは何なのか。議事録等から読み取れることは、永年継続してきた仕組みであること（例えば、獣医学部については「52年間新設がなかった」）、規制の背後に既得権者がおり新規参入等を阻んでいること、と理解されているようである。獣医学部新設にかかるワーキンググループでの議論では、「無制限にたとえ獣医師が増えたとしても、それはそれだけの知識と技術を持っている人たちが増えるというだけであって、何ら国民にとって害のある話ではない」との意見もあった（残念ながら学生に対するあたたかい眼差しは全く感じられない）。

本当にそうだろうか？ 規制に保護される利益は特定の産業や団体のためのものではない。広く国民の利益につながるからこそ岩盤のように強固にしなくてはならないものがある。確かに不合理と思われる規制を再検討・改革することは重要だが、その実体と影響について専門的見地および研究蓄積等から慎重に審議されてしかるべきである。

「岩盤規制」「既得権益」「抵抗勢力」の三つの言葉で片付けようとするつるりとした鉄板のような姿勢（それは無思考性を助長する）がどうしても理解できない。

（（株）農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫・おかやま のぶお）